保護者等向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道美唄養護学校　令和８年（2026 年）９月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者等の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？　考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

美唄養護学校 いじめ防止基本方針 （概要） 全文は学校 HP を 御覧下さい。	全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止等の対策に関する基本理念」や「いじめの定義」「いじめの理解」「いじめ防止等に関する①未然防止②早期発見③早期対応④学校・家庭・地域・関係機関の連携の基本的な考えを示す。
美唄養護学校 いじめ対策指導会議 の役割や活動	本委員会は、いじめ問題に組織的かつ実効的に取り組むにあたって、中核にあるもので、「未然防止」「早期発見・事案対処」「各種取組の実施・検証」を行う役割を果たす組織である。構成員は、校長、教頭、部主事、学年主任、寮務主任、生徒指導主事、当該学級担任、養護教諭、コーディネーター、を基本とし、校長が実情に応じて定める。
本校の いじめ防止 プログラムの活動	（１）生徒指導上の課題に関する予防的なプログラムとして、生活単元学習や特別活動にて、学習を行う。 （２）調査 ４月　学校生活にかかわる指導（各学級） ５月　いじめ把握のためのアンケート調査（教育局） ９月　いじめ把握のためのアンケート調査（教育局） ２月　いじめ把握のためのアンケート調査（教育局） （３）いじめ対策指導委員会（校内組織）は、そのつど招集する。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

美唄養護学校のいじめ対策組織担当は、教頭の徳永光です。

連絡先 0126-62-6511（学校電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電　話）	011-612-5030	祝日･年末年始を除く平日 ８：45～17:30
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
空知教育局教育相談電話　（電　話）	0126-22-3912	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援センターイメージキャラクター